

(別紙様式1)

## 広島県立美術館団体割引会員登録申請書

広島県立美術館長 様

別紙の規約を承諾し、広島県立美術館団体割引会員への登録を申請します。

平成 年 月 日

名 称

代表者名

印

所在地	〒
電話番号	
E m a i l	
ご担当者の職氏名	
構成員であることを証明する書類 (いずれかに )	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あり (様式は別紙のとおり)</li><li>・ なし</li></ul>
展覧会ごとにお送りする広報資料 (ご希望のものにしてください。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ポスター 枚</li><li>・ ちらし 枚</li><li>・ ちらしのPDFファイル</li><li>・ 展覧会を紹介するテキストデータ</li><li>・ その他( )</li></ul>

ポスター、ちらしの枚数については、数量によってご希望に沿えない場合があります。

## 広島県立美術館団体割引会員規約

### 1 目的

この規約は、広島県立美術館（以下「美術館」という。）が開催する展覧会の趣旨に賛同する団体の構成員に広く鑑賞の機会を提供することを目的とする。

### 2 会員の要件

県内・県外，団体の規模，法人格の有無は問わない。

ただし，会員は展覧会ごとに延べ20人以上の構成員（同伴者を含む）が入場できるよう構成員に展覧会の広報に努めなければならない。

### 3 会員の特典

会員の構成員は，構成員であることを証する書類を受付で提示することにより，同伴者とともに展覧会ごとに定める団体料金で入場できる。

なお 構成員であることを証する書類を構成員に交付していない団体については，会員番号と団体名を告げることにより，書類の提示に代えることができる。

### 4 登録申請

会員登録を希望する団体は，別紙様式1の広島県立美術館団体割引会員登録申請書により申請しなければならない。

### 5 会員登録

美術館長は前項の申請があった場合，当該団体が3の要件を満たしていると判断すれば，別紙様式2の広島県立美術館団体割引会員登録通知書を交付するものとする。

### 6 登録期間

登録の日から1年間とする。ただし，双方から申し出がない場合は自動的に更新される。

なお，構成員の入場者数が展覧会ごとに延べ20人を大きく下回る場合，美術館長は登録を取り消すことができる。

### 附 則

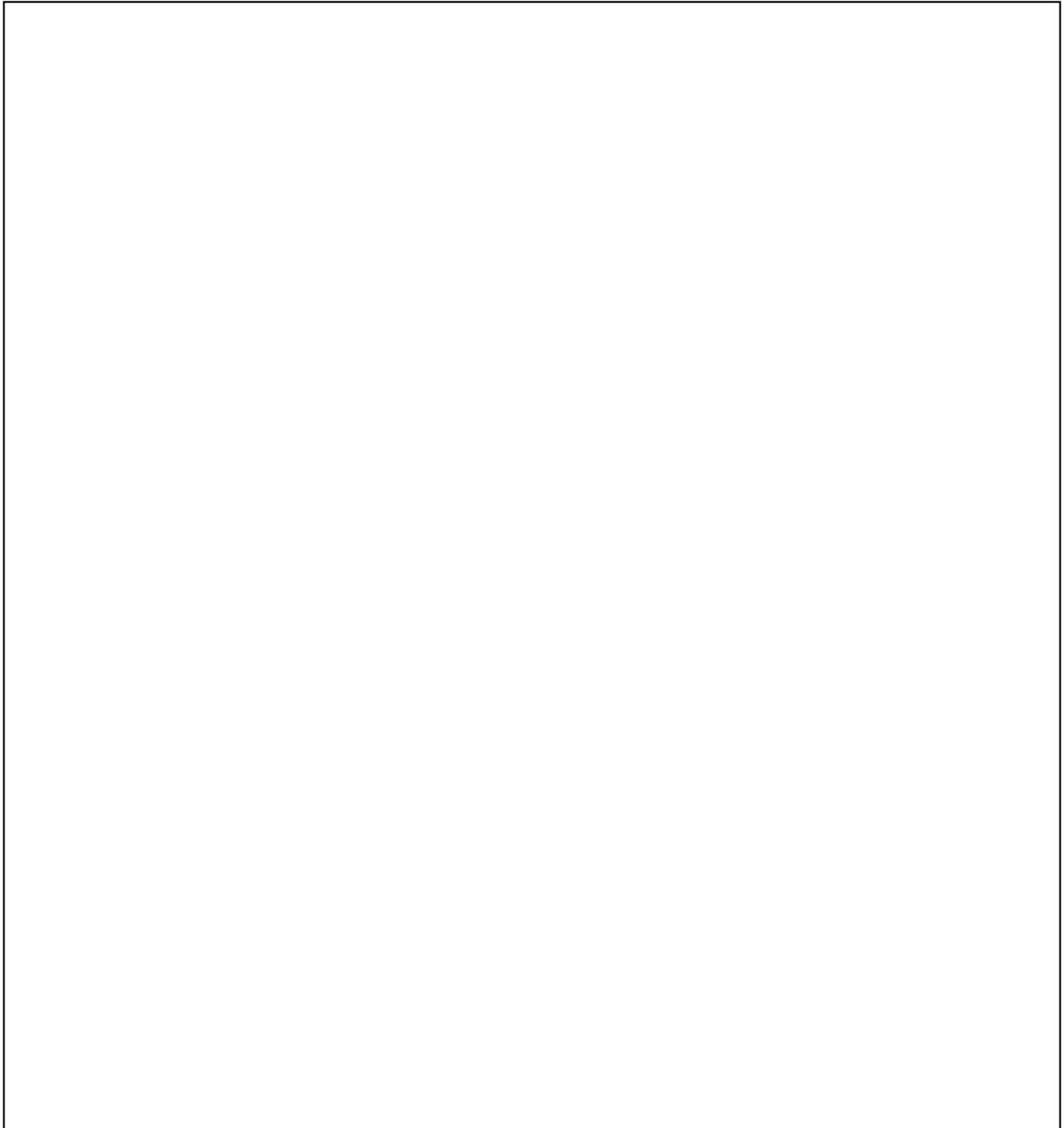
この規約は，平成23年11月18日から施行する。

会員番号

(別紙)

構成員であることを証する書類

名称：\_\_\_\_\_



社員証，会員証など，貴社（団体）の構成員であることを証する書類の  
ひな型を貼り付けて，コピーしてください。